

令和6年2月臨時会 文教厚生常任委員会記録

令和6年2月8日（木）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和6年2月8日（木）	5 頁
-------------------	-----

令和6年2月臨時会日程

日次	月日	摘	要
第1日	2月8日(木)	審査日程の決定 地域福祉課審査 議案乙第1号 議案審査 議案乙第1号	[説明、質疑] [総括、採決]

2月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年2月8日付託]

議案乙第1号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号)

[可決]

[令和6年2月8日委員会議決]

令和6年2月8日（木）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

地域福祉課審査

議案乙第1号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

議案審査

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

地域福祉課

議案乙第1号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

樋口伸一郎委員長

これより、地域福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第1号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司地域福祉課長

ただいま議題となっております、議案乙第1号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、健康福祉みらい部地域福祉課関係分につきまして、文教厚生常任委員会資料に基づき説明をいたします。

資料2ページをお願いいたします。歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費につきまして、御説明いたします。

今回の給付金に関する予算につきましては、資料3ページに記載しております低所得者世帯支援の子育て世帯への加算に伴う予算及び12月に追加補正にて可決いただきました住民税均等割のみの課税世帯に対する給付金事業の事務費の分の予算について、お願いするものでございます。

節1報酬から節8旅費につきましては、子育て世帯への加算に伴う事務補助、及び住民税均等割のみの課税世帯に対する給付金の事務補助にそれぞれ1名の会計年度任用職員の人件費及び職員の時間外勤務手当の人件費でございます。

節10需用費につきましては、消耗品費として事務用品等の購入、印刷製本費としてコピー代及び封筒購入となっております。

節11役務費につきましては、通信運搬費として子育て世帯加算の対象世帯への通知文書等の郵送料及び住民税均等割のみの課税世帯への対応に伴うコールセンターの電話代でございます。

また、手数料につきましては、子育て世帯加算の給付金の振込手数料でございます。

節12委託料につきましては、子育て世帯加算の給付金に対応に伴うシステム改修委託料及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金についての相談受付窓口業務、コールセンター業務、申請書等の受付及びデータ入力業務等の対応に伴う給付金業務の委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、コールセンターに設置する電話設備の賃借料でございます。

節18負担金、補助及び交付金の低所得世帯支援給付金につきましては、子育て世帯加算の対象見込み児童数を1,300人とし、児童1人当たり5万円の支給で6,500万円としております。

子育て世帯加算の補足説明としまして、資料3ページをお願いいたします。

事業名、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業(子育て世帯加算)でございます。

事業の目的といたしましては、物価高により厳しい状況にある低所得者の子育て世帯への支援を行うため、先行して給付している3万円と7万円の給付金の合計であります10万円の低所得世帯支援給付金に加えて、児童1人当たり5万円の給付金を給付するものでございます。

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策を受け、国から交付される物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、実施するものでございます。

事業の内容といたしまして、支給対象者につきましては、令和5年度の住民税非課税世帯の世帯主または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主となっております。

対象となる児童の範囲につきましては、原則として、基準日の令和5年12月1日におきまして、世帯主と同一世帯となっている18歳以下の児童となっております。

また、基準日以降に生まれた新生児につきましては、支給対象となる世帯におきましては対象とすることとなっております。

給付額につきましては、児童1人当たり5万円となっております。

事業費の給付金につきましては、対象児童を1,300人と見込んでおり、児童1人当たり5万円の支給で、6,500万円といたしております。

次に、令和5年度繰越明許費について御説明いたします。

2ページに戻っていただきまして、款3民生費、項1社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金の申請受付期限を令和6年4月末を予定とし、また、令和5年度住民税非課税世帯及び令和5年度住民税均等割のみの課税世帯の子育て世帯への加算給付で、基準日以降に出生した新生児につきましては、いつまでに出生した新生児が対象と国からはっきりとした期限が示されておらず、令和5年度から令和6年度にかけて申請受付を行い、それぞれの給付金を給付していくことから、繰越明許をいたすものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

3 ページの中で、支給対象者が令和 5 年住民税非課税世帯の世帯主ということで、世帯主がギャンブル依存症やDVの加害者である場合のときに、世帯主ではないほうが受給をされたいという御相談があったときの対応について、何かお考えでしたらお願いします。

林康司地域福祉課長

申請において、原則として世帯主といたしておりますが、申請の中で相談をしていただければ、同一世帯であれば他の方の――奥様とかのような口座でも振り込むようにしております。

西依義規委員

2 ページの説明で、前の12月補正で出された分の事務費の分も上がってるみたいな説明だったんですけど、今回はこの子育て世帯加算分だけではないということでしょうか。

林康司地域福祉課長

事務費につきましては、そうでございます。

西依義規委員

ということは、前回の補正で足りなかったということですか。

林康司地域福祉課長

12月のときに説明はいたしておりましたけれども、非課税世帯のみの対応の詳細等々が国からきちんと示されておりませんでした。今回、国から示された分がございましたので、事務費の分だけ合わせてお願いしたものでございます。

西依義規委員

そうしたら、この2,164万円を分けるとしたら幾らと幾らになるんですか。

林康司地域福祉課長

子育て世帯の分が、事務費といたしましては、554万1,000円。

均等割のみが、1,609万9,000円となっております。

窓口業務の委託料が均等割のみの分には占めておりますので、そちらのほうの分の金額がちょっと多くなっております。

西依義規委員

ということは、委託料の給付金業務委託料の1,379万7,000円は、ほとんどが12月の分の委託料ということですか。

林康司地域福祉課長

12月で事業費をお願いしておりました均等割分での対応の窓口業務の委託料の分になります。

西依義規委員

勘違いさせるような書き方をされるけんそういうふうに……、今の説明がない限りは、6,500万円を振り込むのに事務費が2,100万円かかるというふうに見られるけん。

要らん質問せんでいいような書き方をしていただくと……。子育て世帯加算を6,500万円振り込むにこれぐらいの委託料がかかります、前の残ってた分はこれです、っていうふう書いてもらわないと。

費用対効果とまでは言いませんけど、どれだけかけてるのって思ってしまったんで、資料は分かりやすく書いていただきたいと思います。以上です。

林康司地域福祉課長

今後の主要施策の説明書につきましては、御指摘のとおり分かりやすくしてまいります。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

最初に牧瀬議員から質問のあった件です。

例えばDVとかで——一般的には女性の方が多いと思いますが、女性の方が、住民票上はそこにあるけれども、緊急避難で別のところにおられると。さっきは、そういうケースを想定されて言われたんですか。

こういう場合を具体的に想定して、そういうのにはちゃんと対応するようにできてますとか……この中では世帯主ってなってるわけでしょう。そこら辺はどういう形でクリアできるのか。色々な対応ができるの？っていう話。

岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

例外についてですけれども、実際DVの方はいらっしゃいまして、例えば、鳥栖市内で住所は夫と一緒にだけども実際は別世帯、もしくは、鳥栖市に住民票はないけれども、ほかから来られている方、そういった方々がいらっしゃいます。

給付金については、基本的に世帯主ってということにはなってるんですけれども、DVの方につきましては、こちらのほうでそういった相談を受けて把握してる方については、その世帯を1世帯としてみなして、給付をさせていただいている状況となります。

成富牧男委員

今DVの方って言われましたけれども、実施に子供の面倒を見ておられる方っていうふうな意味に解釈していいですか。

林康司地域福祉課長

子供加算につきましては、子供を見てある方に給付することになります。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

今回の国からの臨時交付金の人については、低所得者の子育て世帯の子供の人数掛ける5万円というふうなのしか使い道がないのかどうかを教えてください。

林康司地域福祉課長

まず、節18負担金、補助及び交付金の6,500万円につきましては、子育て世帯への加算分でございます。

そのほかの、節1から節13までの分につきましては、子育て世帯の分と均等割課税のみに対応する事務費でございます。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、経済対策として重点支援地方交付金がございます。

その中で、この非課税世帯とか、均等割、子供加算については、この交付金の中でも別枠で予算があるものでございます。

それとは別に、地方独自のいろんな対策の中での推奨メニューというのはございますけれども、今回お願いしております給付金関係については、その交付金の中でも使途がこれに限定されたものでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

人が限定されてるんであれば、これはもう仕方がないんですけども、ここにもありますように、令和5年度は低所得者向けに既にもう10万円の支給があつて。また、子供が3人いらっしゃれば次はそこには15万円とか……。言い方が悪いんですけども、要はあまり税金も払ってない低所得者の方のところばかりに手厚く出し過ぎているような雰囲気もするわけですよ。

できるなら低所得者に限らず子育て世帯の子供に全部——そこもやっぱり物価高騰で生活が厳しい状況にもあるんで、そういったところにも補助してほしいなという気持ちがあつたんでお聞きをさせていただきました。以上です。

西依義規委員

今も臨時特別給付金の申請をやってますよね。

そこで前回出た困ったこととか、課題みたいなやつがあつたのか、それを今回クリアでき

るようなすべがあるのか。

毎回毎回いろんな課題があると思うんですけど、前回の12月のやつでこんなのが困ったとか、何かありますか。

林康司地域福祉課長

12月の給付金に関しましては、現在のところ滞りなく窓口業務をしていただいて、対応ができているところでございます。

西依義規委員

それは、こっちから申請に行かないといけないけれども、どれぐらい来られるものですか。

大体100%来られるんですか。

林康司地域福祉課長

12月には予算につきましても7,000世帯っていうところを出させていただいたんですけども、転入、転出やお亡くなりになられたということで、全世帯の申請ということにはならないところはあります。

7万円の給付につきましても、現在7,000世帯で割り返したところではありますが、おおむね2月15日の支払い分までで5,521世帯ですので、約79%の支給が今終わってるところでございます。

西依義規委員

それは、ある程度切ったところで、あなた来てませんよ、みたいな2次アナウンスみたいなのは何かするんですか。

林康司地域福祉課長

給付金に関しましては、特段行ってはいないです。

先ほど申しましたように、7,000世帯ということでの割り返しでは、まだ79%ですけども、過去の実績では、令和4年度の非課税世帯への給付金の世帯数が5,700世帯だったので、それから割り返せば96.7%ぐらいにはなっております。

7,000世帯にお送りしてますので、非課税世帯とか対象者となった世帯数は少し増えているのかもしれませんが、今月末が申請の申込みの期限でございますので、市報等々で改めて掲載させていただいているところでございます。

西依義規委員

今度の子育て世帯加算の業務は、前回のところと同じ業者さんに再委託みたいにするんですか。

林康司地域福祉課長

子育ての分は今のところは業務委託は考えておりません。

均等割のみのほうが複雑でございますので、そういった文書等々のやり取りや受付について窓口業務をお願いします。

子育て加算につきましては、非課税世帯で給付している世帯は既に分かっておりますので、今後も続きますけれども、その世帯の中から子育て世帯の分を抽出いたしまして、申請書というか、御案内をさせていただきます。

均等割のみ課税のところは、申請いただいた中で手続を——抽出が可能であれば、同時並行とかも考えながら申請のための通知を出させていただいて後の手続を取ってまいるようにしております。

岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

子育て加算につきましては、先ほど林課長が申し上げたとおり、できるだけプッシュ方を考えているところですが、コールセンターの電話での案内であったり、もしくは口座を変更されたりとか手続が必要な方の分については、窓口を活用していきたいと考えております。

西依義規委員

スケジュールのスピード感みたいなのは、何月何日までにこうして何月何日までに皆さんのところに届くみたいに考えられていますか。

林康司地域福祉課長

均等割のみ課税と子育て世帯も遅くともおおむね3月上旬には発送をさせていただきます、申請がありましたら2週間をめどに振込ができるようには考えております。

子育て加算の非課税世帯につきましては、準備が出来次第通知して、拒否期間も設けなければいけませんので、2週間から3週間取って支給ということを考えております。

西依義規委員

今日議決をしたら、2週間後に発送をして、お金が届くのがまたそれから2週間後っていう話でいいですか。申請の案内を3月上旬っていうふうに……。

林康司地域福祉課長

業者さんとも話をしているところではありますが、システム改修等々が少し時間がかかるように——そこが毎年になれば前倒しでやっていける部分ではありますけれども、そこがまだうまく確認が途中でございますので、そこを業者さんと確認しながらスピード感を持って対応していきたいと思っております。

西依義規委員

せっかく臨時会でしていただいているけん、年度内にしていただいたほうがいいから。3月定例会でよかったやんみたいになるんで、ぜひスピード感をお願いします。以上です。

成富牧男委員

2 ページの歳出のところで、12節委託料のシステム改修委託料は、業者さんはどこになつてゐるんですか。

林康司地域福祉課長

行政システム九州でございます。

現在福祉のシステムを使っておりますので、そのシステムの中が行政システムが開発したシステムでございますので、それを活用しての改修の中での対応となります。

成富牧男委員

そうしたら、例えば12月の分のシステム改修委託料も行政システム九州？

林康司地域福祉課長

御指摘のとおりでございます。

成富牧男委員

分かりました。

しかし、システム改修っていうのは、法改正とかが出てきたら、こういう給付金とか、市民にとっていいやつも含めてだけど、システム改修委託料ってすごい値段やね、それだけ。

終わります。

中川原豊志委員

確認です。

基準日が令和5年の12月1日ということで、基準日以降に生まれた新生児については、例外的に申請により対象ということなんですが、令和5年度分の予算なんで、令和6年3月31日までに生まれた方が対象なのか、それ以降も対象になるのか。

令和6年度以降が国からまだはっきり分かってないっていう話があったんですけども、例えば令和6年3月31日までで、申請はまだ先まででもいいというふうなことなのか、確認をさせていただきます。

林康司地域福祉課長

考え方としては、そのようなことで考えております。

令和5年度の方でございますので、令和6年3月31日までに出生された方と捉えているところではございますけれども、次の給付金の話をしてもあれですけども、その中で、もう少し延びてしまうのかどうなのかははっきりまだ示されておりませんので、考え方としては、年度内に出生された方で申請受付がもう少しあっていいのかなとは思っております。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、住民税の非課税世帯への給付、それから均等割のみ世帯への給付、また両世帯の子

供への加算というのを令和5年度で実施をいたします。

現在の国の低所得者支援といたしましては、令和6年度で新たに非課税になるとか、均等割のみになる、また子供さんについても同様な給付を予定されております。

実際にはそういうこともございますので、新生児の対象については、課長が申し上げましたけれども、未定というところでございます。以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

今の税の関係で、今回の分の基準日は令和5年度ですよ。

で、さっき言われたように、今後令和6年度のやつが出てくるかもしれないと。

これはコロナのときもあったんですけど、全部前年分の所得ですよ。例えば令和6年度になったとしても、今はもう令和6年1月から始まっているわけですよ。今は大変でも、基準になるのは1年前分ですよ。

そのところは、コロナのときの給付金には何かありましたよね。

そういうふうな特別の手だては含みも含めて持たせてはいないんですか。

林康司地域福祉課長

家計急変での対応というのは、今回は含まれてはいません。

成富牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

牧瀬昭子委員

先ほどの中川原議員の御質問の関連ですけれども、新生児として生まれているけれども、例外になっているっていうのは……、非課税世帯がとかっていうのでカウントは難しいかもしれませんが、例外になったケースが対象として大体何人おられるのかなと思って。

林康司地域福祉課長

転入や新生児として100名程度を考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

西依義規委員

今回、林課長と岡本係長なんで、地域福祉係が担当されてますよね。

ただ、子育て加算ということなんで、子育て世代の方でふだん拾えないような、困ってる

方々がこういう機会に窓口に来られて、この家庭はちょっと心配だなとかいうふうに使えないものかなという気がするんですけど。

こども育成課との連携とか、子供の子育て相談窓口との連携みたいなのは何かできたりしないか。

いろんな要望や対応には答えてくれない人が、こういうときだけ来てくれたりするわけじゃないですか。

そういう救わないといけないような人を見逃さないような手だてみたいなのは、健康福祉みらい部として何か考えられないものかなという気はするけど、部長何かありますか、課長でもどっちでもいいですけど。

林康司地域福祉課長

当然ながら、この申請が紙のみのやり取りってということにはならないようには心がけていかなければならないと思います。

地域福祉課の名前で郵便は出しますけれども、子育ての相談があれば一旦受けて、こども育成課につなぐとか、こども育成課のほうも4月でお願いをしておりました、独り親世帯への給付金と児童手当の非課税世帯の給付金が同じ今月末の申請期限ではありますけれども、その中でもきちんと相談を受けていただいておりますので、きちんと連携を図って対応をしていきたいと思っております。

古賀達也健康福祉みらい部長

課長のほうが申しあげましたけれども、現在こども育成課のほうでは、独り親への給付から子育て世帯への給付をなされております。

そういった関係で、今回も子供加算というところで部内でも担当部署について検討を行ったところがございます。

ただ、今回の制度の設計が、低所得者世帯のところの子供というところで、非課税世帯とか均等割のみ世帯に給付をする中で、そのデータを活用してその世帯の子供さんに加算というような形で地域福祉課のほうで対応をするようにしております。

日頃から子供に限らず、高齢者、障害者、生活保護を含めて健康福祉みらい部のそれぞれの部署に関連する部分がございますので、そういった部分については常日頃から連携しながら対応しているところがございます。

そういった関係で、こういう給付の中でもそれぞれの課ではございますけれども、連携して取り組んでいるところがございます。以上でございます。

樋口伸一郎委員長

役割分担がうまくできているということですね。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋口伸一郎

